

受付番号	種目番号	連絡先	担当 健康福祉局障害施策推進課 電話 045-671-4639
------	------	-----	---------------------------------------

設 計 書

1 件 名 令和8年度障害支援区分認定業務に係る労働者派遣

2 履行（就業）場所 横浜市庁舎15階 横浜市健康福祉局障害施策推進課

3 履行期間 期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
又は期限 _____4 契約区分 確定契約 概算契約5 その他の特約事項 「仕様書」記載のとおり
_____6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)7 委託概要
(1) 認定調査票及び医師意見書の確認業務
(2) 障害支援区分認定審査会資料の作成業務
(3) 業務システムへの入力業務
(4) 審査会運営業務
(5) 電話応対（外線着信時の初期対応は、やむを得ない状況に限り臨時的に対応）
(6) その他、委託者が指示する業務

8 部 分 払

 する (12回以内) しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
通常派遣費	4月	(152.25)	時間	()	()
	5月	(130.50)		()	()
	6月	(159.50)		()	()
	7月	(282.75)		()	()
	8月	(246.50)		()	()
	9月	(246.50)		()	()
	10月	(282.75)		()	()
	11月	(246.50)		()	()
	12月	(261.00)		()	()
	1月	(253.75)		()	()
	2月	(232.00)		()	()
	3月	(290.00)		()	()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額

()

内訳業務価格

()

消費税及び地方消費税相当額

()

内 訳 書

名 称	形状寸法 等	数 量	単位	単価 (円)	金 額 (円)	摘要
通常派遣費		(2,784)	時間		()	
消費税相当額					()	
委託代金額					()	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

仕様書

1 総則

横浜市（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

2 事業所名称、派遣労働者の就業場所・所在地、組織単位

横浜市役所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 15F

横浜市健康福祉局障害施策推進課 電話 045-671-4639

3 業務内容

- (1) 認定調査票及び医師意見書の確認業務
- (2) 障害支援区分認定審査会資料の作成業務
- (3) 業務システムへの入力業務
- (4) 審査会運営業務
- (5) 電話応対（外線着信時の初期対応は、やむを得ない状況に限り臨時的に対応）
- (6) その他、委託者が指示する業務

4 業務従事者の要件

業務従事者は、Eメール、Microsoft Excel（入力作業）、Microsoft Word（編集）の操作が支障なく行える者のうち、次の要件のいずれかを満たす者であること。

- (1) 障害者総合支援法に基づく市町村審査会あるいは介護保険法に基づく介護認定審査会における審査関連業務での実務経験がある者
- (2) 保健師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士のうちいずれかの資格を有する者

5 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 派遣人員

2名

※業務に従事する派遣労働者は、原則として派遣期間を通じて同一の者とすること。

7 就業日

- (1) 5に定めた派遣期間のうち384日とする。（ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法(昭和23年法律第178号)」に規定する休日、及び閏序日を除く日とする。）
- (2) 具体的な就業日は、契約締結後に委託者・受託者・派遣労働者で協議して決定する。
- (3) 委託者が認めた場合、または、委託者が必要と判断した場合に限り、就業日を変更することができる。

8 就業時間

原則として、午前9時00分から午後5時15分までとする。ただし、業務の都合により原則の時間帯以外での従事が必要となる場合は、委託者・受託者・派遣労働者の三者間で協議のうえ、合意した時間帯にて就業するものとする。

9 休憩時間

原則として、正午から午後1時まで

10 一日あたりの労働時間数等

拘束時間 8時間15分

休憩時間 1時間

実働時間 7時間15分

11 時間外労働

時間外労働は原則行わないが、やむを得ない場合には、受託者は、前記の就業時間にかかるわらず、派遣

労働者に時間外労働を命ずることができる。

就業時間外の労働を命ずる場合、1日4時間以内、1か月45時間・年間360時間の範囲で命ずることができるものとする。

なお、8時間（法定労働時間）以内は通常時間と同じ時間単価、それを超える時間の労働単価は通常時間単価の1.25倍とする。

12 派遣代金の支払

(1) 契約方法

概算契約とする。

(2) 支払方法

ア 請求書による、月ごとの派遣時間実績に応じた精算払いとする。（適法な請求書を受理した日から起算して30日以内）

イ 支払い時期や回数については、契約締結後に委託者・受託者で協議のうえ決定する。

ウ 合計金額及び消費税は、一円未満切捨てとする。

13 交通費

就業場所への通勤に要する交通費はすべて受託者が負担すること。

14 安全及び衛生

委託者は、労働安全衛生法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。

15 勤怠管理

(1) 受託者は、就業時間前にその日の欠勤・遅刻者を委託者に報告するものとする。

(2) 受託者は、月ごとに勤務実績の把握を行い、委託者に報告するものとする。また、委託者は月の途中に勤務実績を把握する必要がある場合、受託者に報告を求めることができる。

16 データの適正な管理

(1) 受託者及び派遣労働者は、データ等その他の業務の履行に必要な書類の授受、処理、保管その他の管理にあたっては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(2) 受託者及び派遣労働者は、業務の履行のために委託者から提供された支給品、貸与品、データ等を業務の履行以外の用途のために複写もしくは複製、第三者への提供及び外部への持出しを行ってはならない。

17 個人情報及び機密の取扱い

受託者及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。特に個人情報の取扱については、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、このことについて派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

18 派遣先責任者・派遣元責任者

(1) 委託者及び受託者は、契約締結時に責任者を各々1名選任するものとする。

(2) 委託者及び受託者は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情処理、委託者受託者間の連絡調整その他労働者派遣法第36条及び第41条の規定する事項を行わせる。

19 指揮命令者

(1) 委託者は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、本仕様書に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとし、契約締結時に健康福祉局障害施策推進課職員の中から指揮命令者を選任するものとする。

(2) 指揮命令者は、対象業務の処理について本仕様書に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事せしめないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に対象業務を処理できるよう、対象業務の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。

(3) 指揮命令者は、前項に定めた以外においても、職場維持、規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(4) 委託者は、指揮命令者が派遣労働者に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負う。

20 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

委託者及び受託者は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を各々1名選任するものとする。

(2) 苦情処理方法、連携体制等

ア 委託者及び受託者における20の(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、ただちに18で選任された委託者または受託者の責任者へ連絡することとし、当該委託者または受託者の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。

イ 委託者及び受託者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

ウ 派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知するときは、必ず苦情の申し出を受けた者が責任をもって行うものとし、委託者及び受託者は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取り扱いをしてはならない。

21 派遣労働者の変更等

(1) 派遣労働者が、委託者の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適応と委託者が判断した場合は、委託者受託者協議の上、受託者は、当該派遣労働者に対し、是正を求めなければならない。

(2) 委託者は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき又は是正される見込みがないと認めるときは、受託者に対し、書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。

(3) 受託者は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

22 損害賠償

(1) 受託者は、対象業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、委託者又は第三者に対して損害を与えた場合は、ただちに委託者に報告するとともに、委託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すことのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。

(2) (1)に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、委託者にも過失が認められる場合においては、委託者受託者共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

23 業務上災害等

(1) 受託者は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第8章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。

(2) 委託者は、受託者の行う(1)の手続きについて、必要な協力をしなければならない。

(3) (1)、(2)に定める他法令に特段の定めがある場合には、これに従うものとする。

24 その他特記事項

(1) 権利義務の譲渡

受託者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(2) 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

受託者は、自己の雇用する派遣労働者以外を委託者に派遣してはならない。

(3) 労働・社会保険の適用の促進

受託者は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、加入手続きを適切に行い、被保険者となったことの確認に関する書類等を委託者に通知すること。

(4) 見積金額内訳書の提出

受託者は、契約締結時に見積金額について、内訳書を作成し委託者に提出すること。

(5) その他

この仕様書に定めない事項については、別表、労働者派遣法及び横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。

労働者派遣法第26条第1項、施行規則第22条に定める事項

業務に伴う責任の程度	付与される権限なし
福利厚生	食堂：無、休憩スペース：有、更衣室：無、給湯室：有、コートハンガー：有
安全及び衛生	(1) VDTの連続操作は1時間までとする。1時間以上の連続操作をする場合は、10分間の休息を与える。 (2) 受託者は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全教育を実施すること。 (3) その他派遣先は、法令により課された責任を負う。
派遣先責任者	
指揮命令者	
苦情処理担当者	
派遣元責任者	
苦情処理担当者	
派遣契約解除の場合の派遣労働者の雇用安定措置	(1) 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、又は派遣先の責に帰すべき事由により、個別の派遣契約による各契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行う。また、派遣先において派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには当該派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、派遣先は速やかに、当該派遣労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額についての補償を行うこととする。派遣先が予告した日から派遣契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たないときは、当該解除の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額についての補償を行うこととする。 (2) 派遣先は、派遣契約の契約期間が満了する前に派遣契約の解除を行おうとする場合に、派遣元から請求があったときは、解除の理由を派遣元に対し明らかにすることとする。 (3) (1)の場合において、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合は、それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出る。その他の事項については協議して決定する。
協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	限定なし
無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定なし